

# 山口県報

平成25年  
8月13日  
(火曜日)

## 目次

告示

瀬戸内海環境保全特別措置法第五条第一項の規定に基づく許可申請の概要 (環境政策課) ..... 一

瀬戸内海環境保全特別措置法第八条第一項の規定に基づく許可申請の概要 (環境政策課) ..... 三

特定有害物質によつて汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出を  
しななければならない区域の指定 (環境政策課) ..... 五

保安林の指定実施要件を変更する旨の通知の内容及び掲示場所 (森林整備課) ..... 五

漁船損害等補償法の規定に基づく届出事項 (水産振興課) ..... 六

指定金融機関、指定代理金融機関及び収納代理金融機関の名称等に関する告示の一部改  
正 (会計課) ..... 六

公告

特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請 (二件) (県民生活課) ..... 六

選管告示

政治団体の名称等 ..... 七

政治団体の異動事項 ..... 七

解散等に係る政治団体の名称等 ..... 八

資金管理団体の異動事項 ..... 八



### 山口県告示第三百二十二号

瀬戸内海環境保全特別措置法 (昭和四十八年法律第百十号) 第五条第一項の規定に基  
づく特定施設の設置の許可の申請があつたので、その概要を次のとおり告示する。

当該特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前  
評価に関する事項を記載した書面は、平成二十五年八月十三日から同年九月二日までの  
間、山口県環境生活部環境政策課及び周南市環境生活部環境政策課において公衆の縦覧  
に供する。

平成二十五年八月十三日

山口県知事 山本 繁太郎

- 一 申請者の氏名又は名称及び住所  
氏名又は名称 株式会社トクヤマ  
住 所 周南市御影町一番一号
- 二 工場又は事業場の名称及び所在地  
名 称 株式会社トクヤマ徳山製造所東工場  
所 在 地 周南市晴海町一番一号
- 三 特定施設に関する事項  
(一) 種類、構造及び使用時間間隔等

種類	構 造		使 用 の 方 法	
	予 定 日	予 定 日	間 隔	時 間
五三一口	平成二五、 九、五	平成二六、 五、三二	平 成 二 六、 六、一	連 続 二 四 時 間 変 動 な し

備考 「五三一口」とは、水質汚濁防止法施行令 (昭和四十六年政令第百八十八号) 別表第一  
第五十三号のガラス又はガラス製品製造業の用に供する磨ガラス洗浄施設をいう。

排 水 口	通 常 最 大	水素イオン濃度 (水素指数)	化学的酸素要求量 (mg/l)	浮遊物質 質量 (mg/l)	窒 素 (mg/l)	燐 (mg/l)	ふっ素 (mg/l)	排出水の日当たりの量 (m <sup>3</sup> )
		通 常 最 大	通 常 最 大	通 常 最 大	通 常 最 大	通 常 最 大	通 常 最 大	

五 排出水の汚染状態の値及び排出水の量

沈 殿 池	処理後	七	処理前	一〇・五	七	中和処理施設	処理後	七	処理前	〇・五	七	種 類	項 目	汚 水 等 の 汚 染 状 態 の 値				汚水等の日当たりの量 (m <sup>3</sup> )
														通 常 最 大	通 常 最 大	通 常 最 大	通 常 最 大	

(二) 処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の値並びに汚水等の量

沈 殿 池	堰 囲 い	コンクリート製	七三、〇〇〇	中 和 連 続	二 四 時 間	概 季 節 的 変 動 の 要	工 事 着 手 予 定	工 事 完 成 予 定	使 用 開 始 予 定

四 汚水等の処理施設に関する事項

(一) 種類、構造及び使用時間間隔等

種 類	水素イオン濃度 (水素指数)	化学的酸素要求量 (mg/l)	浮遊物質 質量 (mg/l)	窒 素 (mg/l)	燐 (mg/l)	汚水等の日当たりの量 (m <sup>3</sup> )

(二) 排出される汚水等の汚染状態の値及び汚水等の量

No. 2	No. 1
排水口	排水口
"	七
"	九、六
二・五	三・九
三・八	五
五	三
一〇	五
〇・三	一・三
〇・六	二・一
〇・二	〇・〇四
〇・三三	〇・一三
一	五
二、四三〇	四七二、四九〇
四、一八五	六五五、四七五

山口県告示第三百二十三号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和四十八年法律第百十号）第八条第一項の規定に基づき特定施設の構造等の変更の許可の申請があつたので、その概要を次のとおり告示する。

当該特定施設の構造等を変更することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づき事前評価に関する事項を記載した書面は、平成二十五年八月十三日から同年九月二日までの間、山口県環境生活部環境政策課及び周南市環境生活部環境政策課において公衆の縦覧に供する。

平成二十五年八月十三日

山口県知事 山本 繁太郎

- 一 申請者の氏名又は名称及び住所  
氏名又は名称 株式会社トクヤマ  
住 所 周南市御影町一番一号
  - 二 工場又は事業場の名称及び所在地  
名 称 株式会社トクヤマ徳山製造所東工場  
所在地 周南市晴海町一番一号
  - 三 特定施設の種別  
水質汚濁防止法施行令（昭和四十六年政令第百八十八号）別表第一第六十五号の酸又はアルカリによる表面処理施設及び同表第七十四号の特定事業場から排出される水の処理施設
  - 四 変更しようとする事項の内容  
特定施設の使用の方法及び特定施設から排出される汚水又は廃液の処理の方法を変更することにより、次の表のとおり変更を生ずる。
- (一) 種類、構造及び使用時間間隔等

種類	項目	構 造		使用の方法
		能 力	間 隔	
	予 定	工 事 着 手 年 月 日	工 事 完 成 年 月 日	使 用 開 始 年 月 日
	間 隔	一 日 当 た 時 間	一 日 当 た 時 間	一 日 当 た 時 間
	要 求	概 要	概 要	概 要

備考	七 四		六 五	
	変 更 後	変 更 前	変 更 後	変 更 前
備考 「六五」及び「七四」とは、水質汚濁防止法施行令別表第一第六十五号の酸又はアルカリによる表面処理施設及び同表第七十四号の特定事業場から排出される水の処理施設をいう。	"	七三、〇〇〇 (m <sup>3</sup> /日)	"	四、五〇〇 (kg/日)
	(既)	(既)	平成二五、 九、五	(既)
	(設)	(設)	平成二六、 五、三六一	(設)
	"	"	平成二六、 六、六一	"
	"	連 続 二 四 時 間	断 続 一 二 時 間	連 続 二 四 時 間
	"	"	"	変 動 な し
	"	"	"	"
	"	"	"	"

		中和処理施設				ふっ素処理施設				種 類	
処理前		処理後		処理前		処理後		処理前		項 目	
変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	通 常	最 大
一〇・五	"	七	"	〇・五	"	八・五	"	一	"	水素イオン濃度 (水素指数)	汚 水 等 の 汚 染 状 態 の 値
一・八	"	八・七	"	〇・五	"	九・八	"	一・八	"	化学的酸素要求量 (mg/l)	汚 水 等 の 汚 染 状 態 の 値
一三・二	"	"	"	二〇・六	"	"	"	三・一	"	浮遊物質量 (mg/l)	汚 水 等 の 汚 染 状 態 の 値
二〇・四	"	"	"	五〇	"	"	"	五・二	"	窒素 (mg/l)	汚 水 等 の 汚 染 状 態 の 値
三・五〇〇	"	"	"	一〇	"	五〇〇	"	三	"	燐 (mg/l)	汚 水 等 の 汚 染 状 態 の 値
五〇〇〇	"	"	"	三〇	"	六〇〇	"	五	"	ふっ素 (mg/l)	汚 水 等 の 汚 染 状 態 の 値
一二・八	四・二	一・二	四・二	一・二	"	"	"	一・五〇〇	"	汚水等の一日当たりの量 (m³)	汚 水 等 の 汚 染 状 態 の 値
二	一七・五	一〇	一七・五	一〇	"	"	"	二〇〇	"	通 常	汚 水 等 の 汚 染 状 態 の 値
五・八	"	"	"	二・二	"	〇・〇五	"	〇・〇三	"	最 大	汚 水 等 の 汚 染 状 態 の 値
一〇・三	"	"	"	二	"	〇・一	"	〇・〇五	"	通 常	汚 水 等 の 汚 染 状 態 の 値
"	"	"	"	五	"	一五	"	三〇〇	"	最 大	汚 水 等 の 汚 染 状 態 の 値
四〇、四三二	一、一九〇	一、〇七五	一、一九〇	一、〇七五	二八九	三六九	二八九	三六九	二八九	通 常	汚 水 等 の 汚 染 状 態 の 値
五五、二三三六	一、六〇四	一、二九二	一、六〇四	一、二九二	三三七	四三七	三三七	四三七	三三七	最 大	汚 水 等 の 汚 染 状 態 の 値

(二) 処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の値並びに汚水等の量

		七四		六五		種 類	
備考		変更後	変更前	変更後	変更前	項 目	
(一)の表の備考は、この表について準用する。		"	七	"	一	通 常	水素イオン濃度 (水素指数)
		"	九・六	"	二・一	最 大	化学的酸素要求量 (mg/l)
		"	一三・二	"	三	通 常	浮遊物質量 (mg/l)
		二〇・三	二〇・四	"	五	最 大	窒素 (mg/l)
		"	一〇	"	〇・五	通 常	燐 (mg/l)
		"	二〇	"	一	最 大	ふっ素 (mg/l)
		一二・七	一二・八	"	一〇	通 常	汚水等の一日当たりの量 (m³)
		"	二	"	二〇	最 大	通 常
		"	〇・一	"	〇・〇二	通 常	最 大
		"	"	"	〇・二	通 常	最 大
		四〇、四九〇	四〇、四三二	八〇	一六〇	通 常	最 大
		五五、四七五	五五、二三六	一〇〇	二〇〇	通 常	最 大

(二) 排出される汚水等の汚染状態の値及び汚水等の量

沈殿池		
処理後		
変更後	変更前	変更後
"	七	"
"	九、六	"
"	"	"
二〇・三	二〇・四	二〇・三
"	一〇	"
"	二〇	"
二二・七	二二・八	二二・七
"	"	"
"	〇・一	六
"	一	一〇・六
"	"	"
四〇、四九〇	四〇、四三二	四〇、四九〇
五五、四七五	五五、二三六	五五、四七五

五 排水水の汚染状態の値及び排水水の量

No. 2 排水口	No. 1 排水口	項目	排水の汚染状態の値		排水の一日当たりの量(m <sup>3</sup> )
			通常	最大	
変更後	変更前	水素イオン濃度(水素指数)	七	九、六	通常 最大
"	"	化学的酸素要求量(mg/l)	二・五	三・八	通常 最大
"	"	浮遊物質質量(mg/l)	五	一〇	通常 最大
"	"	窒素(mg/l)	〇・三	〇・六	通常 最大
"	"	燐(mg/l)	〇・二	〇・三	通常 最大
"	"	ふっ素(mg/l)	一	五	通常 最大
"	"	排出水の一日当たりの量(m <sup>3</sup> )	二、四三〇	四七二、四九〇	通常 最大
"	"		四、一八五	六五五、四七五	通常 最大

山口県告示第三百二十四号

土壤汚染対策法(平成十四年法律第五十二号)第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域(以下「形質変更時要届出区域」という。)を次のとおり指定する。

平成二十五年八月十三日

山口県知事 山本 繁太郎

- 一 形質変更時要届出区域  
防府市鐘紡町二二三の二の一部、三〇五の二の一部及び三二五の九の一部
- 二 特定有害物質の種類  
鉛及びその化合物、砒素及びその化合物並びにふっ素及びその化合物

山口県告示第三百二十五号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の三において準用する同法第

三十三条第三項の規定による通知の相手方が知れず、又はその所在が不明であるため、同法第百八十九条の規定によりその通知の内容を掲示した。

その要旨及び掲示場所は、次のとおりである。

平成二十五年八月十三日 山口県知事 山本 繁太郎

- 一 通知の要旨  
指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
保安林として指定された目的  
変更に係る指定施業要件  
住 森 林 所 有 者  
愛知県稲沢市井之口柿ノ木町二二三の七  
立木の伐採の限度  
岩田 正美
- 二 通知の内容を掲示した場所  
山口市役所

一 通知の要旨

指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所	保安林として指定された目的	変更に係る指定施業要件	住所	所有者氏名又は名称
防府市大字江泊字峠六〇の二	土砂の流出の防備	立木の伐採の限度	北九州市小倉南区若園三丁目六番一四号	藤井周一郎
の三	"	"	"	"
の四	"	"	"	"
の五	"	"	"	"
の六	"	"	"	"
の七	"	"	"	"
上六一の一	字下はん	"	防府市大字牟礼五五五	福田 弘
"	"	"	"	熊野竹之進
"	"	"	"	福田 弘
六一の二	"	"	"	熊野竹之進
"	"	"	"	五五五
"	"	"	"	五五五
"	"	"	"	五五五
六一の三	"	"	山口市吉敷三	白石 達雄
"	"	"	七六六の二	

山口県告示第三百二十六号

漁船損害等補償法施行令（昭和二十七年政令第六十八号）第五条第一項の規定により、漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第一百二十二条第一項の規定による同意を求めるため、次の一のとおり事前届出があつた。  
 当該届出に係る指定漁船調書は、次の二により縦覧に供する。

平成二十五年八月十三日

山口県知事

山本 繁太郎

一 届出事項

加入区 住 発 起 所 氏 名

漁船損害等補償法第百十三条第一項の申出をする漁業協同組合

豊北町加入 下関市豊北町大字神田二二九五の六 小山 勉 山口県漁業協同組合

六 " 豊北町大字神田上三〇〇の一 田村 鉄成

二 指定漁船調書の縦覧

加入区 縦 覧 期 間 縦 覧 場 所

豊北町加入 平成二十五年八月十三日から同月二十七日まで 山口県漁業協同組合

山口県告示第三百二十七号

指定金融機関、指定代理金融機関及び収納代理金融機関の名称等に関する告示（平成三年山口県告示第九百三十二号）の一部を次のように改正する。

平成二十五年八月十三日

山口県知事 山本 繁太郎

三の表株式会社みずほ銀行の項中「東京都千代田区内幸町一丁目一番五号」を「東京都千代田区丸の内一丁目三番三号」に改める。



(二七六) 特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請がありました。  
 変更後の定款は、平成二十五年九月十七日までの間、山口県環境生活部県民生活課及び山口県秋県民局において公衆の縦覧に供します。

平成二十五年八月十三日

山口県知事 山本 繁太郎

一 申請のあった年月日  
平成二十五年七月十七日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地  
 名 称 特定非営利活動法人維新・人・夢浪漫  
 代表者の氏名 古谷 末廣  
 主たる事務所の所在地 萩市大字西田町四三番地

(二七七) 特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第四項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請がありました。

変更後の定款は、平成二十五年九月二十四日までの間、山口県環境生活部県民生活課及び山口県柳井県民局において公衆の縦覧に供します。

平成二十五年八月十三日

山口県知事 山本 繁太郎

一 申請のあった年月日

平成二十五年七月二十二日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地  
 名 称 特定非営利活動法人自然と釣りのネットワーク  
 代表者の氏名 小田 貞利  
 主たる事務所の所在地 大島郡周防大島町大字油宇四七番地



山口県選挙管理委員会告示第百五号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第六条第一項の規定による届出があった政治団体の名称等は、次のとおりである。

平成二十五年八月十三日

山口県選挙管理委員会委員長 中村 正昭

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	その他の事項	備考(届出年月日)
小野宏修後援会	小野 佐次	小野 佳江	阿武郡阿武町大字奈古4676の1		平成25、7、2
公認会計士に上る株男正後援会	天羽 満則	水谷 芳昭	岩国市昭和町/丁目10番/10号		" " 9
笹木慶之後援会	村上 昭治	笹木 亮子	山陽小野田市大字厚狭3674		" " 29
山口県言語聴覚士連盟	矢木田早苗	中野 達也	周南市大字湯野4278の1		" " 9
山口県歯科衛生士連盟	金子 郁子	高橋 育美	山口市吉敷下東/丁目4番/4号		" " 16

山口県選挙管理委員会告示第百六号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第七条第一項の規定による届出があった政治団体の異動事項は、次のとおりである。

平成二十五年八月十三日

山口県選挙管理委員会委員長 中村 正昭

政治団体の名称	異動事項	異動内容		備考(届出年月日)
		新	旧	
かたよせいわかみ後援会	代表者	岩田 恒枝	片寄 茜	平成25、7、26
久保田きみ子後援会	事務所	宇部市大字西岐波229の338	宇部市新天町2丁目8番5号	" " 19
山口県司法書士政治連盟	代表者	長岡 正興	菅野 克己	" " 17
山口県社会福祉政治連盟	会計責任者	澤村有利生	伊達 巧	" " 16
山口県土地家屋調査士政治連盟	事務所	山口市黄金町2番/19-302号	山口市甲政寺町2番/20号	" " 8
山口県土地家屋調査士政治連盟	会計責任者	益田 正規	松田 光則	" " 8
山田伸幸後援会	代表者	山田 直子	山田 秀子	" " 2

山本繁太郎後援会

〃

勝村 豊

弘田 公

〃 〃 10

**山口県選挙管理委員会告示第百七号**

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定による届出があつた解散等に係る政治団体の名称等は、次のとおりである。

平成二十五年八月十三日

山口県選挙管理委員会委員長 中村 正昭

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	解散年月日
竹本貞夫後援会	中村 克衛	片山 健市	山陽小野田市大字西高泊2487	平成25、7、1

**山口県選挙管理委員会告示第百八号**

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第三項の規定による届出があつた資金管理団体の異動事項は、次のとおりである。

平成二十五年八月十三日

山口県選挙管理委員会委員長 中村 正昭

資金管理団体の届出事項の異動の届出をした者の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	異動事項	異動内容		届出年月日
				新	旧	
久保田启子	宇部市長	久保田きみ子後援会	事務所	宇部市大字西岐波229の338	宇部市新天町2丁目8番3号	平成25、7、19

平成二十五年八月十三日印刷  
平成二十五年八月十三日発行

発行人所

山口県知事